

大臣大饗沿革考

渡邊 誠

はじめに

大臣大饗とは、主として平安時代から鎌倉時代にかけて、大臣がその就任時と正月に自邸で盛大に執り行った饗宴であり、邸宅の利用の仕方の違いから、任大臣大饗を「廂大饗」、正月大臣大饗を「母屋大饗」と言った。その饗宴対象は、御簾や屏風、幔幕などで仕切られた表側に座が設けられる公卿以下、弁・少納言・外記・史・召使という太政官官人であり、殿上人・諸大夫も参加するものの、その座席は裏方に設けられ、給仕などの諸役に奉仕する存在であった¹⁾。なお、大臣大饗に奉仕する給仕役は大臣家の家司とみなされやすく、例えば佐々木宗雄氏は、大臣大饗で勅盃・手長に奉仕した受領を「撰閑家の家司かまたはそれに近い立場にあった」と説明しているが²⁾、『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗に「明らかなように、これは諸大夫・殿上人の役であり、彼らは家司やそれに類する立場で奉仕したわけではない³⁾。大臣大饗が家政機関によって執り行われる饗宴だという先入観からくる全くの誤解である。

『西宮記』『北山抄』『江家次第』などの平安時代の儀式書等によれば、任大臣大饗は内裏紫宸殿で任大臣宣命の宣制の儀式（任大臣節会）が行われたあとに参入した新任大臣が弓場殿で慶賀を奏する際に、あわせて「饗禄事」を奏聞して勅許を受け、その後、東宮・中宮等への啓慶を済

ませて「御前儀」（御前とは、ここでは前駆と同義）と呼ばれる建春門から陽明門までの太政官官人で構成される行列を行ってから、大臣の邸宅で催すものであった⁴⁾。任大臣大饗はこのように一連の大臣任官儀礼に引き続いて行われるため、主賓である尊者に迎えをよこすことはない。また、大饗を行わない新任以外の大臣は饗所に赴かないので、尊者は同時に新大臣となった者か大中納言がつとめた。

正月大饗は式日を正月四日・五日として各大臣が毎年行うのを本義とした。参加者が大臣の邸宅に参集すると、請客使（掌客使）を派遣して尊者を招聘する。古くは接待役として参加する親王を招く使者も派遣された。朝廷からは蘇甘栗使と呼ばれる勅使が派遣されて下賜物を賜るとともに、雅楽寮が楽人を率いて行う楽舞や、鷹飼渡などの芸能も提供され、盛大に行われた。この正月大饗に比べると、任大臣大饗は取り急ぎの簡略化されたものと言えるが、かといって内容や意義に大きな格差があるわけではない⁵⁾。

この大臣大饗については、倉林正次氏が『大日本史料』と『史料綜覧』に基づいて粗くその事例を収集し、その後、正月大饗については川本重雄氏が、任大臣大饗については神谷正昌氏がさらに事例の追加・訂正を行っている⁶⁾。しかし、管見ではそれで十分に尽くされているとは思われない。また、平安時代に盛行した儀礼の研究の常と言って良いが、関心が平安期に限定され、鎌倉期以降については、ほとんど言及される

ことがなく、事例の収集整理は倉林氏を除いて全く行われてこなかった。そのため、大臣大饗の変遷についても、その詳細が正確に理解されているとは言にくい状況にある。

本稿は、このような研究状況を受けて、特に大饗の開催頻度と開催条件の面から大饗の変遷を時期区分して整理することを試みたレポートである。その基礎となるデータは末尾に「大臣大饗表」として掲載した。

史料収集はやはり『大日本史料』と『史料綜覧』を基礎資料として用い、その他の管見に入ったものでこれを補っている。表に施した時期区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）は本稿の章立てと対応する。この表は、できるだけコンパクトにするために『大日本史料』『史料綜覧』で事例として確認可能なものについては典拠を省略し、漏れた事例のみ典拠を明示した。行論中では重要なものを除き典拠の多くを省略するので、末尾の表および『大日本史料』『史料綜覧』を参照していただきたい。ただし、両書掲出の事例でも典拠をさらに補充できるものがあるが、表ではそれも省略していることをお断りしておく。また、本稿では本文・表・典拠史料の年号表記のうち元年に当たる年は改元前も含めてすべて改元後の年号に統一しており、貴族の人名表記は氏（藤原・源）名で統一し、家号は使用しなかった。

第Ⅰ期 成立期

任大臣大饗が、貞観期（八五九—八七七年）以降に盛行した諸司僚官が新任者にもてなしを要求して行われる宴会である「焼尾荒鎮」に由来することが、山下信一郎氏の研究によって初めて明らかにされた¹⁾。貞観一六年に、大臣大饗と様々な点で共通性の高い後の近衛府の任大将大饗につながる六衛府長官初任時一度の饗宴が、焼尾荒鎮の開催許可という形で公認されていることは、大臣大饗もまた焼尾荒鎮の延長で理解す

べきことを明瞭に示している²⁾。このとき「衛府長官、職掌異³⁾於文官、欲⁴⁾其選⁵⁾鍊武衛、与⁶⁾士卒⁷⁾共⁸⁾甘苦⁹⁾、而初任之日、聊無¹⁰⁾饗會¹¹⁾、何能¹²⁾閱¹³⁾彼庸旅之面¹⁴⁾、成¹⁵⁾其覓藻之心¹⁶⁾」と言われたように、焼尾荒鎮（初任時饗宴）とは、新任者と下僚との人的結合を図り、新任者の指揮のもとで下僚が快く職務に励むことができるようにする、いわば潤滑油の役割を期待されるものであった。

正月大饗も同様な趣旨があるとみて良い。『九条殿記』承平六（九三六）年正月三日条には「明日饗事須¹⁷⁾停止¹⁸⁾、而今年必可¹⁹⁾行²⁰⁾叙位²¹⁾年也、若不²²⁾行²³⁾大饗²⁴⁾而行²⁵⁾公事²⁶⁾如何²⁷⁾」「今年叙位必可²⁸⁾被²⁹⁾行³⁰⁾者也、不³¹⁾被³²⁾行³³⁾大饗³⁴⁾而被³⁵⁾行³⁶⁾公事³⁷⁾々頗³⁸⁾相違乎³⁹⁾」とあり、大饗を行わずして叙位を行うことを危ぶんでいる。太政官官人にとつて叙位は年明け初めて執り行う行政上の「公事」であり、叙位を皮切りとして今後一年の「公事」への精励を彼らに求めるには、年始に当たつて大饗を行い大いにねぎらうことが必要と考えられたのである。任大臣大饗と等しく、正月大饗も焼尾荒鎮を淵源として開始されたと考えられる。

大臣大饗の初見は甲田利雄・神谷正昌両氏が指摘する『大鏡』上・太政大臣基経の「良房のおとどの大饗」の事例である⁴⁰⁾。饗に「雉足」が盛られたとあり、『西宮記』（以下、神道体系本による）恒例第一・正月・給蘇甘栗事には勅使が大饗に供する蘇甘栗に副えるものとあるから⁴¹⁾、正月大饗の事例であろう。年代は良房の大臣在任期間である嘉祥元（八四八）年から貞観一四年までとなるが、末期はちょうど焼尾荒鎮の始期と重なり、貞観八年には一部の焼尾荒鎮が「別式」で公認されているから（その他は儉約の趣旨から禁止）⁴²⁾、物語史料とはいえ、無下に否定できない。『大鏡』が伝える逸話が事実なら、勅使派遣も想定できるから、この段階ですでに大臣大饗の開催は公認されていたことになる。

これに続き、関白太政大臣藤原基経が行った正月大饗として、倉林正次氏が指摘した元慶八（八八四）年の事例、および神谷正昌氏が指摘し

た、太政大臣基経の執政のもとで左右大臣が揃う元慶六年から仁和四年までの期間に請客使をその左右大臣の邸宅に派遣して尊者に招いた事例と、仁和三（八八七）年四月に致仕して寛平二（八九〇）年五月に死去した藤原冬緒が引退の身で参列した事例があり、基経の時代には正月大饗が定着している様子がうかがえる。なお、元慶八年の事例は承平六年正月の摂政左大臣藤原忠平の正月大饗で先例とされたもの^②、請客使の事例は同年八月に太政大臣となった忠平が先例として述べたもの^③、冬緒の事例は天曆五（九五二）年の右大臣藤原師輔が特に致仕参議藤原保平を招待して準備させた先例として伝わるものである^④。

任大臣大饗については、松本裕之^⑤・神谷正昌・鈴木琢郎各氏によって延喜一四（九一四）年の藤原忠平任右大臣大饗が初見とされているが、『大日本史料』第一編・補遺二にはすでに昌泰二（八九九）年二月一四日の藤原時平任左大臣大饗と菅原道真任右大臣大饗の事例が紹介されている。京都御所東山御文庫記録・甲七十四・任大臣并大饗等雑々に「尊者祿出所例」として「昌泰二十四、両」とあるのがそれである。

任大臣大饗・正月大臣大饗とともに焼尾荒鎮からくる饗宴とすれば、山下信一郎氏が指摘する通り、両者はほぼ同時期に朝廷公認のものとして行われるようになったと考えるのが妥当であり、上記の通り藤原良房執政期の末期から藤原基経執政期には成立しているとみてよい。また、昌泰二年には菅原道真も大饗を行っているように、摂関家に限定されない各大臣が当初から行っていたと考えられる。それは、焼尾荒鎮が九世紀後半には各官司・各官職レベルで広範に行われていたらしいことから推察されよう。九世紀の事例が良房・基経に偏って知られるのは、『大鏡』は摂関家の逸話を伝えるその性格から当然で、その他もほぼ忠平・師輔が一門の先例を求めたものだからであり、後世の眼によるフィクターがかかっていることを忘れてはならない。

第Ⅱ期 盛行期

各大臣が初任時に大饗を行い、また毎年正月にも揃って大饗を行うことが史料上明確になってくるのは、延喜二（九〇二）年以後である。これは、『日本紀略』と『貞信公記抄』に負うところが大きい。もちろんそれが実態を示すものでないことは、第Ⅰ期でみた通りである。ここで第Ⅰ期と第Ⅱ期に区分したのは便宜的なことで、本来は区別しなくてもよいかもしれない。なお、儀式次第については、この期間中の承平六（九三六）年藤原忠平任太政大臣大饗で整えられた形式が、その後の規範とされたことが神谷正昌氏によって指摘されている。

この時期になると、大臣大饗が行われる条件を実例に則して考えることが可能になる。

任大臣大饗については、すでに神谷正昌氏が基本的な整理を行い、初めて大臣に就任した際（初任）と太政大臣に任官したときに行われるもので、内大臣から左右大臣、右大臣から左大臣へと移った時（転任）には行われないことが確認されている。また、元来は内大臣は任大臣大饗を行わないことになっていたらしく、藤原兼通はこれを行わず、内大臣が常置されるようになった永祚元（九九九）年の藤原道隆の事例から内大臣も初任時に大饗を行うようになることが、松本裕之氏によって指摘されている。なお、正月大饗については、兼通も内大臣の立場でこれを行った。また、藤原兼家は大臣を本官としない摂政となったが、正月大饗は行っている。しかし、任摂政大饗というようなもの存在しない。

正月大饗については、式日が四日・五日とされているので、毎年二名の大臣がこれを行うことが想定されていたらしい。では、大臣が三名以上いた場合どうするのか。この式日が守られた一〇世紀前半期には、天慶元（九三八）年に太政大臣藤原忠平・左大臣藤原仲平・右大臣藤原恒佐、天慶八年に太政大臣忠平・左大臣仲平・右大臣藤原実頼、天曆二年

から三年に太政大臣忠平・左大臣実頼・右大臣藤原師輔という構成をとるが、いずれの年も正月大饗を行ったのは二名以下である。このうち、天慶元年の場合は、左大臣仲平は病気によって大饗を停止し、残る太政大臣忠平と右大臣恒佐が大饗を行っている。恒佐が正月五日に大饗を行ったその日の日記に、忠平と師輔とが「左大臣は大饗を行わなかつた」と記していることからすれば、本来正月五日には仲平こそが行うべきと認識されており、恒佐の大饗はその代替だったと考えられる。もし三人とも行う予定だった場合、五日は仲平の式日で、恒佐の大饗は他日に予定されていたはずなので、五日に繰り上げて開催するとは思われない。したがって、正月大饗は本来、大臣中の二名が行うものだったと考えられる。実際、三名以上の大臣が揃って大饗を行った事例は天禄三（九七二）年が初見で、それまでは確認できない。なお、障りのある大臣の大饗を別の大臣が代替開催したとすると、大臣大饗は大臣（家）が個人的に行うものではないことになる。大臣大饗とは焼尾荒鎮に由来する太政官の儀式だということが、ここからもうかがえよう。

ところで、倉林正次氏の研究以来、正月大饗の式日が四・五日から中旬、下旬へと繰り下がることをもって、年賀儀礼としての意義の低下とみなされている。従来の研究では『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗に「貞信公天慶六年、依_レ避_二殺生_一、御齋会間設_レ饗被_レ用_二精進_一、其後無_二式日_一」とあり、『九条殿記』天慶六年正月十日条に「殿大饗_二猶_二依_レ例四日被_レ行、而三四五六日、雖_レ非_二殊固_一当_二御物忌_一、仍今日所_レ被_レ行也」とあることから、この天慶六年に御物忌で式日が守られなかったことを契機として式日が徐々に崩れ、その後は中旬に行うのが慣例になったと理解されている。また、川本重雄・神谷正昌両氏は、これと臨時客の盛行とを関連付けて、公卿・殿上人・諸大夫という身分秩序が太政官の官僚制秩序に取って代わり、年賀儀礼も大臣大饗から臨時客へと中心が移動した結果、大臣大饗の式日が後退したと論じている。しかし、

昇殿制に基づく公卿・殿上人・諸大夫という身分秩序をもつてしては、太政官の行政的機能を代替できるものではなく、どちらがより重要とか、片方がもう片方に取って代わるとかいう性質のものではない¹⁶。また、正月大饗の開催例を見ても、天慶六年以後の近い時期の事例で中旬になったものは、天慶七年が御物忌¹⁷、天曆元年・天曆三年・五年は朝覲行幸等が式日に入り込んできたための順延とみられ¹⁸、それ以外の天慶八年・九年・天曆二年・天曆七年は式日通り行われている。そのとき限りの事情で中旬にずれても、問題のない年はまた元に戻っているのであり、式日が崩れているとは認められない。

確かにその後、開催日は中旬に移るが、その原因は天曆八年正月四日に太皇太后藤原穩子が死去し、その日が国忌に編入されるからである¹⁹。実際、前年の天曆七年には式日通り行われているが、天曆八年以後、正月四日に行った事例は皆無となる。穩子没後初めて確認できる天徳元（九五七）年の正月大饗は、国忌の四日を避けて五日・一日に執り行っているが、それまで連日行っていたものを大きく間隔を空けて開催するのは不適當と考えられたのであろう、正月五日の事例もその後は天禄二年の例を除いてみられず、すべて中旬に移動した。そうして空白となった正月五日には、本来は六日を式日としていた叙位が、翌七日の白馬節会に支障をきたさないようにと応和元（九六一）年から式日を一日繰り上げて入ってくる²⁰。このように大饗そのものとは無関係な外在的理由で本来の式日には行えなくなつたのであって、大饗の意義の低下によるものではない。これから順次述べていくように、以後も大饗が永く開催され続けるのは、その証左である。

ただし、正月中旬には後半に踏歌節会（一六日）や賭弓（一八日）があつて連日の確保が難しく、大饗は中旬前半に行われており、八日から一四日まで行われる御齋会と重なる。『江家次第』にあつたように、天慶六年の忠平はその期間は殺生を避け、大饗に魚味を儲けず精進の物を用

いた³⁰。精進の例は天慶七年正月一〇日の忠平大饗、天徳四年正月一日の実頼大饗でも確認できる。あくまで「大臣家大饗、先祖忌日并正月下旬不可行³¹」とされ、あまりに遅い時期の開催は良しとされなかったらしく、しばらく中旬の開催が続くが、やはり御齋会期間中に魚味を食したり、下僚の饗応を精進の物で済ませるのは不都合だったのだろう。天元二（九七九）年以降、下旬に繰り下げて開催するのが慣例となった。以上のように、開催日の正月中旬、下旬への移行は大饗の意義に関わるといえる。本稿ではこの変化を重視しない。

第三期 正月大饗の太政官首班集約期

毎年正月にそれぞれの大官が揃って大饗を行っていたことが確認できるのは、正暦四（九九三）年までである。それ以後は、普通の大官は初任時の任大臣大饗と、その翌年に一度だけ正月大饗を行うようになる（ただし、何らかの理由で翌年に行わなかった場合は、一・二年ずれて行う場合もある³²。二度行った例外は第三期にはない）。そして、毎年正月大饗は、撰閑ないし最上首の大官一人だけが開催するという具合に、太政官の首班のもとに集約されるのである。

開催された事例がすべて史料で確認できるわけではないので、その開始期を断定することはできないが、いま確認できた事例だけみれば、藤原道隆が撰閑に就任した翌年の正暦五年からとなる。彼の正暦五年の正月大饗は撰閑に就任した翌年のものだが、長徳元（九九五）年にも行うべきと認識されていたらしく、大饗を行わなかったものの上官・史生に後日に禄を賜っている³³。この年は前年に内大臣に就任した藤原伊周の正月大饗を除き、左大臣源重信・右大臣藤原道兼の大饗は確認できない。ただし、長徳元年と言えば、前年末から疫病が流行し、四・五月には道隆・重信・道兼らが相次いで死去した年である³⁴。初任者の伊周以外が行

っていないのもこの疫病流行のためである可能性が高く、この時点で首班者一名のみの開催という条件が成立しているかどうか疑わしい。

その慣例が確実に見出せるようになるのは、藤原道長執政期からである。道長期から恒常的な正月大饗の開催権が彼のもとに集約されるというのは、彼のその後の権勢が脳裏に浮かび興味深い。しかし、ここで道長の特別な地位・権力という文脈からこの現象を説明しようとは思わない。それは、首班者に集約された状況が道長執政期の初期段階である長徳三年から確認できるからである。従来、長徳三年の事例は『御堂関白記』『小右記』が欠けていることもあって確認されていなかったが、『台記』仁平二（一一五二）年正月廿六日条頭書に「長徳三年大饗御堂定文」とあるから、その開催を推定してよいだろう。『大日本史料』では同年正月の右大臣顕光大饗の条に掛けているが、その定文を「御堂定文」とは言わない。道長が相次ぐ兄の死により大納言のまま内覧宣旨を蒙り、次いで右大臣に昇進したのが約一年半前、藤原伊周が大宰府に左遷されてからまだ半年ほどしか経っていない。権力的に自己のもとに開催権を集約するには、他の大臣の開催を規制しなければならぬが、この時点でそれが可能なほどの超越的権威を廟堂ですでに確立していると考えられるのは早過ぎるし、超越的権威確立のための措置と説明したとすれば、権力を握るために権力を発動するという循環論法に陥ってしまう。

正月大饗の集約化は、道長個人の政治的地位の問題とするよりも、撰閑（内覧）の官制上の地位、および財政的な観点から考えるべきであろう。財政面では、大臣大饗の饗と禄物は諸国に賦課されるものだったから³⁵、毎年すべての大臣が執り行うのは国家財政の大きい負担であった。特に道長執政の開始期は先述の疫病流行による疲弊もあったから、これを直接の契機として、経費削減を目的に代表者一名の正月大饗へと集約されたのであろう。正月大饗の集約化が道長の特権的地位と、その他の大臣の地位の低下を意味しないことは、他の大臣がな小新任時に任大臣

大饗と正月大饗を実施しつづけていることから明らかである。

次に、官制上の地位に関して。玉井力氏は、兼家執政期以降には藏人所別当の実質が内覧・撰関のもとに吸収されていることを、撰関家の他と隔絶した待遇の一因と指摘している²⁷⁾。また、大臣大饗と比較されることの多い臨時客においても、私見ではこれは公卿・殿上人という身分集団による焼尾荒鎮・臨時群飲の一種であると考え、元来は親王や大臣、大中納言が行っていたものが、やはり同様に一一世紀初め頃には撰関（内覧）主催のものだけに集約されていく²⁸⁾。太政官の首班としての撰関による儀礼としては、撰関賀茂詣もあげることができる。これには上官（弁・少納言・外記・史・官掌・召使）が参加して、参詣後に撰関邸で御前に召されて禄にあずかることが『台記別記』久寿二（一一一五）年四月二十日条に詳しく、『執政所抄』によれば、撰関賀茂詣における禄は諸国所課で賄われるもので、社司・社官・神人と舞人・陪従と隨身を除けば上官のみに与えられ、撰関の一族・近親として扈從する公卿への賜与はない。また『為房卿記』承暦三（一一〇七九）年四月十一日条によれば、上社饗は所司（『執政所抄』では内藏寮・大膳職・穀倉院・官厨家）、下社饗は諸国所課であつて、その饗膳弁備のあり方は『左経記』長元四（一一〇三一）年四月廿六日条から撰関期もほぼ同様と推定される。さらに、『江談抄』一・撰関家事には頼通の認識として本来は「一人」に障りがあれば「二人」が参詣したが、「近代」そのことがないといひ、実際、道長不参時に右大臣藤原頼光が参詣した事例が『御堂関白記』『権記』長保二（一一〇〇〇）年四月十三日条、『御堂関白記』『小右記』『権記』寛弘二（一一〇〇五）年四月十九日条と確認できることを末松剛氏が指摘している。以上の事実から撰関賀茂詣は太政官の首班としての儀礼であることが知られる²⁹⁾。これらの儀礼が撰関家の儀礼のように映るのは、官方・藏人方の首班の地位が撰関（内覧）に集約されていくからであり、決して「家」の「私的」な儀礼とみなすべきではない。そし

て、毎年正月の大饗が撰関（内覧）に限定されていくことも、この首班の地位の集約化の流れのなかで理解すべきものであろう。

この太政官の首班一名による毎年正月の大饗開催はいつまで確認できるか。川本重雄氏は大雑把な傾向として寛仁元（一一〇一七）年より前とみた。ただし、川本氏はその後にも治安二（一一〇二二）年・万寿二（一一〇二五）年・長元六年の関白左大臣藤原頼通の正月大饗を確認している³⁰⁾。

さらに私見では頼通の大饗として長久三（一一〇四二）年を加えることができる。『水左記』応徳元（一一〇八四）年正月十七日条に「件事見³¹⁾宇治殿長久三年大饗記、彼日内大臣³²⁾二条殿³³⁾為³⁴⁾尊者³⁵⁾、四献勸³⁶⁾盃於主人云々」とあるのがそれである。寛仁年間以後の基礎史料となる『小右記』『左経記』は正月下旬を完備する年が少なく、その後は史料が手薄となるため、この時期に確認できる事例が少ないが、頼通執政期の全期を通じて維持されている可能性が高い。そして、藤原教通の正月大饗も、すでに確認されている治暦二（一一〇六六）年に加えて、『長秋記』天承元（一一三一）年正月十九日条に「治暦三年二条関白大饗時」とある治暦三年の事例を指摘できる³⁷⁾。

治暦二年・三年と連年、教通の正月大饗が確認できることから、彼は治暦元年に関白藤原頼通から藤氏長者の地位を受け継ぐと、あわせて毎年正月の大饗を行う権限も継受し、太政官の首班としてこれを執り行つたと考えることができる。

次に、この時期の特殊な事例を紹介しておきたい。先述の通り、撰政・関白は本官として大臣を兼帯するか否かに関わらず正月大饗を行ったが、任撰政・任関白大饗というものは歴史上に存在しない。ただし、藤原道長は撰政となった長和五（一一〇一六）年にこれを創始しようとしたらしい³⁸⁾。正月二九日に撰政となった道長は、三月二三日に新造の二条第に渡つて四月九日に「大饗」を行うことを決め、公卿に通達した。『小右記』長和五年三月三日条によれば、「卿相鬱³⁹⁾之」と皆乗り気では

なかつたらしい。またこの記事に「故大入道殿撰政始被_レ行_下如_二大饗_一事」とあり、兼家が撰政就任時に行った「大饗のごときこと」を先例とした。これは『日本紀略』寛和二（九八六）年九月二日条に「撰政第有_二饗宴事_一、右大臣以下会合、有_二音楽・引出物等事_一」とあるものを指す。しかしこれは臨時の宴で「大饗」ではなかった。それを、今度は「大饗」「庇饗」³³として開催しようとしたのである。しかし、直前になって二条第の方角が方忌に当たり不吉で遷移できないことが判明し³⁴、結局は沙汰止みになった。大饗の日次を勘申した安倍吉平は道長から極めて激しい言葉で勘当を言い渡されたという³⁵。

第IV期 初任時・翌年正月限定期

『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗に「正月四日左大臣饗、五日右大臣饗、是式日也、而近代任大臣明年正月行_レ之」とあるように、正月大饗が大臣任官の翌年（または諸事情により何年か後）に一回だけ行うように限定される時期を第IV期とする。なお、任大臣大饗は引き続き従来通り行われている。

その慣例が成立する時期、言い換えれば太政官の首班が集約的に行う毎年の正月大饗が消滅する時期は、現在確認できる事例だけからみれば、治暦三（一〇六七）年の教通大饗を終見として、それ以後である。これはちやうど、後冷泉朝と後三条朝（治暦四年）の交代期に当たっている。

後三条朝に入つて初めて確認できる大饗は、『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗に「以_二其日_一可_レ行由、以_二職事_一達_二天聰_一、是非_二式日_一時、依_レ遣_二蘇甘栗使並饗祿・楽部等_一事_上敷、延久二年、内大臣不_レ被_レ奏、有_二事咎_一（此事旧例奏由不_レ見）」とある藤原信長の内大臣就任翌年の正月大饗である。このとき彼は大饗の開催を奏聞しなかつたため叱責され

たようだ。しかし、この手続きはこれ以前・以後の実例には見られないもので、後年、藤原頼長が仁平二（一一五二）年に正月大饗を行うに際して開催日を奏聞してはいるが、それは『江家次第』のこの記述に依拠しての彼独特の復古主義によるものであった³⁶。『江家次第』の撰者である大江匡房も奏聞すべき理由を推測に頼っていることからすれば、この手続きは後三条朝のみ行われた一時的なもので、匡房も信長の事例に基づいて奏聞の手続きの存在を『江家次第』に記しただけで、慣例的には行われていないものだったと解釈すべきであろう。では、後三条天皇が大饗開催の事前報告を求めた理由は何か。

後三条朝と言えば、延久の荘園整理令と沽価法ならびに宣旨斗の制定などによる国家的収取体制の再編や、贅人の供御人としての再組織、大炊寮御稲田料田の設置、料国制の全般的な成立などによる諸司財政の再建が進められ、そのために荘園整理の作業チームとして記録荘園券契所が設置されるとともに諸司の現有財産と歳入状況を報告させるなどの諸改革が後三条天皇主導のもとで矢継ぎ早に行われたことがよく知られる³⁷。その時期に毎年の正月大饗が姿を消し、かつ、慣例通りのものであつても逐一大饗の開催を奏聞させ、後三条天皇が確認したうえで執り行わせようとしているのは、財政再建政策の一環として大臣大饗が整理対象とされたことを意味するだろう。太政官首班による毎年正月の大饗は、後三条天皇の財政政策のなかで廃止されたのであり、それは藤原氏を外戚にもたない天皇だからこそ断行しやすかつたものと思われる。

ただし、撰閑家の権力を削ごうとする政治的意図によるなどと評価してはならない。よく似た事例として、撰閑賀茂詣でも、後三条天皇の意向で教通期には公卿の供奉や殿上人の舞人、社頭の饗などをともなう盛儀として行うことが制止され、奏聞を経ずにこれを行おうとしても「天氣不快」を聞いて人が集まらずにできなかつたと『江談抄』一・撰閑家事にみえるが、『執政所抄』によれば、舞人装束は諸国所課、社頭饗も諸

国・諸司の負担であり、やはり儉約の趣旨によるものとみるべきである。後三条朝以後は『江家次第』にあった条件で大饗が行われていくが、例外が二例ある。どちらも藤原頼長の正月大饗である。

頼長は保延三（一一三七）年に内大臣就任後初の正月大饗を行っているが、さらに仁平二年にも行っている。この時の開催理由は「去々年月廿六日、推_レ受氏長者」、去年正月十日蒙_レ内覧宣旨、彼兩事之後、且依_レ先例、今年被_レ行_レ朱器大饗也」（₃₈）とされた。しかし、ここであげられた藤氏長者・内覧への就任は、どちらも大饗を行う条件を満たしていない。大臣または撰関就任と関わりなく藤氏長者就任のみで正月大饗を催した事例は他に確認できないし（治暦二年の教通大饗は一見それに該当するようにみえるが、上記のように太政官首班としてのものであり該当しない）、内覧就任もしかりである（関白就任の場合は、翌年正月に大饗を行うことが師実・忠通・基実・基房と確認できる）。よく知られるように頼長の藤氏長者・内覧就任は藤原氏の忠実・頼長と忠通との内紛によるものであり、鳥羽院は忠通を関白に任じる一方、頼長を内覧に任じて兩派の均衡を図った₃₉。こうした事情から、頼長は関白忠通に対抗して関白の地位に準じて内覧として正月大饗を行ったのであり、変則的なものではあったが鳥羽院もこれを黙認して通常通りの大饗として行われている。ところで、頼長が準拠した「先例」とは、『台記』仁平二年正月廿六日条によれば、承保三（一〇七六）年正月の藤原師実朱器初度大饗（関白・藤氏長者就任翌年の正月大饗）があげられ、これに基づいて戊日の開催としている。ただ、これ以外にもう一つ、直接の先例にしたのではないかと思われる事例がある。それは、康和三（一一〇一）年正月一三日の藤原忠実の「臨時饗」である₄₀。この饗宴は内大臣源雅実が「尊者」となり、「甘栗使（勅使）」もみえ、内容的に大臣大饗と非常に似通っている。彼は前年に権大納言から右大臣に昇進しており、正月大饗を行うべき年ではあったが、それはこれとは別に二一日に開催してい

る。とすれば、この「臨時饗」は、前々年の内覧・藤氏長者就任を受けてのものではないかと憶測される。あくまで「臨時」のものではあるが、頼長が準拠すべき先例として、父忠実の饗宴が存在したのである。

また頼長は久寿二（一一五五）年にも正月大饗を行った。これは『兵範記』久寿二年正月廿一日条冒頭に「左府於_レ東三条亭被_レ行_レ大饗、是雖_レ無_レ由緒、往昔、大臣家、正月大饗、每年行_レ之、更准_レ其例、今被_レ張行_レ云々」とあるように、この時期の開催条件に照らして何の「由緒」（理由）もないものだった。おそらくは対立する忠通に向けたデモンストレーションと思われるが、後三条朝以来、財政的見地から開催が絞り込まれていることを考えれば、慣例を無視して勝手に開催しても朝廷からの経費支出は望めない。実際、『兵範記』同日条に「菓子・魚具・祿掛以下、并史生・使部・尊者・陪從・隨身・牛飼饗等、任_レ色法、隨_レ所大小、御庄園及法成寺・平等院領等、併被_レ宛_レ課之、此条更無_レ先例、今巧新儀所_レ被_レ行也」とあるように、本来は諸国に賦課される料物の悉くを撰関家の荘園に宛てて賄っている。

この他に上記の開催条件に合わない事例として、『九条家本除目抄』紙背文書「朱器大饗雜事」（建永元（一二〇六）年藤原良経正月大饗の際に作成された用途注文₄₁）に「無_レ船樂一例」としてあげる「康和五年（内大臣大饗）」がある。時の内大臣は源雅実だが、彼は康和二年に内大臣に就任した後、翌々年の康和四年に正月大饗を行っているから、康和五年にも開催したというのは疑問が残る。この文書が先例としてあげる事例も撰関家のものばかりで、村上源氏の事例があがるのも不審である。再度この文書を見ると、「無_レ船樂一例」は康和五年内大臣・忠徳元（一一〇八四）年内大臣・永久四（一一一六）年内大臣・嘉応三（一一七一）年（太政大臣）の順に先例があげてあり、康和五年と忠徳元年のところだけ年代順に並んでいないことに気付く。応徳元年の内大臣大饗は藤原師通の事例として他の史料でも確認できるから、康和四年が何らかの誤り

の可能性が高い。応徳元年以前で年号に「康」または「和」を持ち五年に内大臣が大饗を行った事例には康平五(一〇六二)年の藤原師実大饗があり、「康和」は「康平」の誤りと推定して、事例としては採用しない。

次に、この時期の注目すべき事例をみておこう。久安五(一一四九)年の藤原忠通任太政大臣大饗では重服により大饗はなかったが、公卿・弁・少納言その他の上官等が忠通邸に参集して着座の儀を行った⁵³⁾。また、平清盛も内大臣・太政大臣の就任時に一度も大饗を行うことはなかったが、公卿が弁・少納言・外記・史を率いて六波羅第に赴き、着座の儀を行っている⁵⁴⁾。寿永二(一一八三)年の藤原実定の内大臣就任時にも内乱状態のなかで大饗はなかったが、座のみは設けられたらしい。後世、これらを先例として、饗禄を設けない場合の代替に自邸に太政官官人の座を設けて本所着座の儀を行い「賓筵」と称したことが散見される⁵⁵⁾。

第V期 任大臣大饗限定期

治承・寿永の内乱の空白期を経て鎌倉期に入ると、基本的に正月大饗は消滅し、任大臣大饗のみが行われるようになる。唯一の例外は、建永元(一二〇六)年に摂政藤原良経が新造なった中御門京極殿で行ったとみられるもので、その準備の過程で作成された注文が『九条家本除目抄』紙背文書として伝わっている。この文書の年代比定については『図書寮叢刊』の解題に委細が尽くされており異論を差し挟む余地はないが、なぜこの時に正月大饗が行われたのか、その政治史的意義については断案がない。今後の研究に期待したい。

治承三(一一七九)年のクーデターで内大臣に就任した藤原基通の任大臣儀には公卿は不参で、大饗も儲けられず⁵⁶⁾、その後、内乱期に突入すると大饗を行えるような状況ではなくなった。ただし、史料上確認できる事例のみから機械的にみると、それより以前、安元元(一一七五)

年に内大臣、翌治承元年に太政大臣になった藤原師長と、治承元年に内大臣になった平重盛は、任大臣大饗は行っていないが翌年の正月大饗が確認できない。平安期の正月大饗は承安三(一一七三)年の関白藤原基房のものが終見であり、内乱期を前に正月大饗を行う慣例がなくなっているとみることもできる。しかし、史料に残らなかつただけの可能性や、何らかの事情で行えないまま内乱期に入った可能性も棄てきれない。やはり内乱期を挟んで第IV期と第V期を区分するのが妥当であろう。

この時期の任大臣大饗の開催条件について整理しておこう。まず、前代から引き続き、大臣初任時のみで転任時には開催しないが、太政大臣の就任時には行うという原則に変化はない。また、この時期には一度大臣になったものが辞任し、その後また大臣に就任する還任の場合があるが、このときには太政大臣であつても大饗を行わない。本官をもたない散位からの大臣就任の場合にも大饗を行った事例は確認できない。やや後の事例だが、『公卿補任』元応元(一二三九)年内大臣従一位源通重の条には「元前権大納言、依前官無饗」とあり、この原則があつたことが推定される。特殊な事例として、正応二(一二八九)年に太政大臣になった源基具は「不_レ経_二左右内大臣_一、直任_二太政大臣_一、不_レ儲_レ饗、今度始例敷、人以成_二不_レ審_一云々⁵⁷⁾」と言われたが、彼は前大納言(准大臣)からの就任だから散位からの任大臣の事例であるとも言える。

ところで、天皇元服の加冠役は摂政太政大臣が奉仕するのが摂政制成立以来の定制であり、そのために摂政が天皇元服の加冠役を奉仕するために太政大臣に補任され、終了後に辞任するのが常例であつたことを橋本義彦氏が指摘している⁵⁸⁾。実は、この時期の任大臣大饗はこの天皇元服加冠役奉仕との相関性が極めて高い。いま確認できた任太政大臣大饗開催例をみると、文治五(一一八九)年は後鳥羽、元久元(一二〇四)年は土御門、承久三(一二二二)年は後堀河、仁治元(一二四〇)年は四条、建長四(一二五二)年は後深草と、すべて天皇元服の加冠役

奉仕のために補任された太政大臣が大饗を行っている。逆に、加冠役を奉仕するために補任されながら大饗の確認できない事例は、正応五年までの時期に、承元二（一一二〇）年の藤原頼実（東宮加冠役）、建治二（一二七六）年の藤原兼平（後宇多）と二例あるが、いずれも還任のため開催しなかったものである。以上のことから、第Ⅴ期には、還任の場合を除き天皇加冠役を奉仕する太政大臣だけが任太政大臣大饗を行う慣例だったと考えてよさそうである。

この時期は、正月大饗がなくなつたとはいえ、大臣の交替が頻繁なため、前代と比べても決して開催頻度は低くない。第Ⅳ期は、後三条天皇即位から治承三年クーデターまで一一〇年間で任大臣大饗と正月大饗を合わせて五五回の開催例が確認できるのに対して、第Ⅴ期の場合、初見例である文治二年から正応五年の事例まで一〇六年間に実に六三回の大饗を確認できる。

第Ⅵ期 消滅期

鎌倉期には正応五（一二九二）年まで任大臣大饗がかなり頻繁に行われていた。初任大臣の場合、かなりの確率で確認でき、不開催が明らかなる事例も僅かしかない。ところが、永仁年間（一二九三—一二九九年）以降は任大臣大饗が忽然と姿を消し、確実に行わなかつたことが『公卿補任』などで確かめられる事例が頻出する。この変化は徐々に行われなくなつたというような緩やかなものでは決してなく、極めて鮮やかに起きている。この時点で大臣大饗は政策的に廃止されたとみるべきである。なお、末尾掲載の表では、正応年間に不開催事例が三例あり、一見、この頃から徐々に開催頻度が低下したかのようにみえるかもしれないが、これらは天皇元服加冠役を務める予定のない太政大臣および散位からの大臣就任例であり、もともとⅤ期の開催要件を満たしていない。

ただし、永仁以降も『公卿補任』等には饗禄を設けない様々な理由が個別に記載されている例が多く、本来は行うべきだという認識をうかがせている。それは、大饗が全くなくなる南北朝期でも同様で、『園太曆』観応二（一一三五一）年六月廿六日条には「今日右近大将（長定卿）可被任内大臣、右幕任代々例、可儲饗之處、諸国窮困、家領大略濫妨、難沙汰愁、仍就近来例、不可儲饗、就其本所儀、無饗禄儲之上者、不可及沙汰敷、将又可儲其座、他家或雖有無沙汰事、大略令設資筵之条、為流例敷」とあり、饗禄（大饗）を儲けるべきところだが、諸国窮困と家領濫妨により沙汰できないとされ、その代替手段として諸家では「資筵」（本所儀）の座を設けることが流例となっているという。

先に大饗は政策的に廃止されたと述べたが、こうした通念の存在からすれば、禁止されたというよりは、朝廷からの財政支出が「諸国窮困」によって打ち切られたとみるべきであろうか。大饗の経費の中心部分をなす饗料・禄物は諸国から貢納されており、鎌倉期にも新大臣家から知行国主に依頼してこれを整えさせた。『民経記』寛喜三（一二三二）年四月記紙背文書には藤原実氏が任内大臣大饗のための禄物の調進を、下総国の知行国主であった藤原経光に命じた御教書が残っている。同様なことは『民経記』寛元四（一二四六）年十二月十七日条にもみえ、この時には「下総国役」として課された禄物調進について、「難合期之由」を回答している。大饗用途の諸国所課の事例は『勘仲記』正応元年十月廿七日条まで確認できるが、そうした国庫負担が停止された結果、本来は大饗を行うべきと認識されながらも、実施に当たっては藤原頼長の例のように自弁で賄わなければならなくなり、莫大な経済的負担を避けるために様々な理由をつけて大饗は開催されなくなるのであろう。それにともない、任大臣儀において饗禄の申請と勅許もなくなる。

大臣大饗の消滅は、伏見親政下の政策、上卿—弁史・外記という太政

官制に基づく朝廷政務のあり方、あるいは朝廷財政の状況など、当該期の朝廷機構全体との関わりで理解しなければならない問題である。一三世紀中頃まで相論手続き文書として使用されていた官符・官牒・官宣旨は、院宣・綸旨にその機能を譲って急激に使用頻度を減少させ、政務の上でも、上卿の手を経ずに奉行・伝奏から直接発給される口宣案が後嵯峨院政期頃から補任の仮証として当事者に渡されるようになり、南北朝期には正式の太政官文書が省略されるにいたるような、太政官機構の機能低下がみられる⁴⁸⁾。また、朝廷財政も国衙貢納物の停滞と成功依存がすみ、最終的には供御人課税に代表されるような都市京都に経済的に依存する方向へと展開していく⁴⁹⁾。これをより広い視野から見れば、朝廷財政を支える各国の国衙領が守護・地頭の押領にさらされていく状況や⁵⁰⁾、分割相続から単独相続への移行（持明院統・大覚寺統の各「惣領」のもとに天皇家領が集積されるのも、この動向と関連するだろう）と朝幕の徳政令・神領興行令とを必要とするような社会的に逼迫した経済状況も考慮する必要がある。なお、余談だが、龜山院政以降の朝廷訴訟手続きに関する種々の改革は、神領興行令ともなつて増加する訴訟に対応したものではないだろうか。

ともかくも、九世紀後半に始まる大臣大饗は、永仁年間には、ほぼその使命を終えたのである。興味深いのは、藤氏長者が正月大饗に使用した酒器・食器である「朱器台盤」の史料上の終見も正応二年で、大饗の消滅と時期を同じくすることである⁵¹⁾。師実以降（IV期以降）、長者就任後初めての正月大饗を特に「朱器大饗」と言ったが（それ以前にも正月大饗に朱器は使われたが、初度のみか毎年かは不明）、鎌倉期には正月大饗自体が消滅するので、「朱器大饗」も上記の藤原良経の事例を除いて他には存在しない。しかしそれでも、朱器渡りの儀式は行われ続けていたのであり、その終見と大饗の終焉の時期が重なることには、やはりながしかの関連性があるだろう。

永仁以後の鎌倉期の開催事例が数回あるので、簡単に触れておく。まず、『吉統記』乾元元（一三〇二）年十一月廿二日条に「吉御記 乾元元十一廿二内大臣内実大饗（押紙也）」という記載がある。ただしこれは後世に付加されたものと思われ、疑わしい。同日条は大臣の任命があったということだけ記し、あとは記主の藤原経長自身が大納言に昇進できなかった恨み言に終始するので大饗の有無はよく分からないが、他にこれを裏付ける史料もなく、大饗の事例とするのは不適當であろう。

確実に確認できるものは、文保二（一三一八）年の藤原家定任右大臣大饗、元応元（一三一九）年の藤原房実任右大臣大饗、正中元（一三二四）年の藤原経忠任右大臣大饗と藤原実衡の任内大臣大饗、建武二（一三三五）年の藤原経通任内大臣大饗の五例である。一見して気付くことは後醍醐朝に集中していること、文保二年・元応元年は後醍醐天皇即位の年（二月踐祚、家定大饗は八月）とその翌年、正中元年は正中の変の直前（大饗は四月、変は九月）、建武二年はもちろん建武の新政の真っ直中である。こうしてみると鎌倉末期の任内大臣大饗には、後宇多院政期を含むとはいえず、壮年で即位した後醍醐天皇の強い意向が反映されているように思われる。後醍醐天皇がその転機となる時点で廷臣の掌握を意図して開催させた、政治性の強いものではなかっただろうか。

そして、後醍醐天皇が吉野に逃れ、南北朝時代に入ると大臣大饗は一切行われなくなる。『御遊抄』大臣大饗御遊付関白朱器には「自建武三至永徳元四十六年絶而無饗、今年再興」とある。永徳元（一三八一）年の「再興」とは、次章で述べるようにそれまでのものとは性格が異なっており、公家の大臣大饗はこの時点で完全に廃絶した。

第七期 室町幕府將軍開催期

室町時代には、大臣大饗が三度確認できる。これはいずれも室町幕府

將軍が内大臣に就任した際のもので、足利義満・義教・義政が行っている。『義政公記』長祿二（一四五八）年七月廿五日条に「凡大臣大饗、近代諸家中絶、不行^レ之、而永徳元年七月廿三日鹿苑院殿任^{（足利義満）}内大臣、永享四年七月廿五日普広院殿任^{（足利義満）}内大臣、給、皆被^レ行^レ之、任^{（足利義満）}彼例、今度所^レ設^レ之也」とあるように、將軍以外の大饗は一切行われていない。『御遊抄』の言う永徳元（一三八一）年の大臣大饗の「再興」とは、この將軍足利義満による任内大臣大饗を指しており、それは今谷明氏が詳細に論じた、治天の君として朝廷をその支配下に置いていくまでに上昇していく義満の対朝廷政策の一階梯での出来事に他ならない（もつとも、「王権篡奪計画」説には賛同しないが）。

室町幕府將軍による大臣大饗のあり方を、永享四（一四三二）年七月に行われた足利義教の場合に基づいてみてみよう。この事例については『永享四年大饗定』および長祿二年に義政の大饗を準備する過程で作成された『大饗雜具目録』として「永享四年七月廿五日差図定」が残っており、その準備の概要を知ることができる。また『普広院殿任大臣節会次第』大饗之儀に当日の次第も詳しい。その他、『看聞御記』『満濟准后日記』や清原業忠『永享大饗記』などの記録も残されている。

『永享四年大饗定』によれば、四月九日に大饗を行うことが決まり、同二五日に大中納言二名と局務・官務が摂政藤原持基邸に参会して評定した結果、大饗の総費用は約三五〇〇貫と算出された。これらの費用は『満濟准后日記』永享四年四月廿六日条に「山名御返事御任槐井大饗事御沙汰相^{（叶）}御佳例^{（間）}、尤珍重云々、於^{（四）}五千貫事^{（国）}煩何事在^{（之）}之哉云々」とあり、同六月廿五日条にも「今日諸人進^{（上）}折紙、来月大饗方へ可^{（レ）}被^{（レ）}遣由可^{（レ）}申^{（二）}畠山・山名兩人^{（一）}旨承了、不足已^{（二）}二千貫、諸大名可^{（レ）}進^{（二）}支配^{（一）}処、如^{（レ）}今者大略不^{（レ）}可^{（レ）}有^{（二）}不足^{（一）}敷」とあって、守護大名分国への配分賦課を基本に、献金（折紙錢）も充当して賄われたらしい。四月二七日には家司として左中将藤原雅永以下の廷臣が補任され、五月一

五日に幕府奉行から大饗奉行が定められて、準備に当たった。準備過程では、上客料理所始や御装束始を行うなど、平安期以来の形式に準拠している。当日の饗宴も同様で、『大饗雜具目録』や『普広院任大臣節会次第』によれば、室町第に設けられた饗座は公卿、弁・少納言、外記・史、史生・官掌・召使・使部、檢非違使・立明官人、尊者雑色・車副・牛童に及び、式次第も全く古式に則って行われている。

『看聞御記』によれば、任大臣当日に宣下を受けるために参内する室町殿の行列には多くの公卿・殿上人が扈從し、その沿道は「立車以下見物貴賤群集」という状況だった。また、『満濟准后日記』によれば京門跡のための棧敷も室町第の唐門に設けられ「予・聖護院准后・青蓮院・実相院・宝池院内々伺^{（時）}宜^{（二）}、頸巻体ニテ始中終令^{（見）}物^{（一）}申了」と室町第での大饗の始終を満濟以下の人々が見物しており、また翌日に『看聞御記』の記主貞成親王道欽のもとを訪れた源重賢も父の参議源重有の参仕したこの大饗の様子をつぶさに見物してその詳細を語っているように、多くの人々の眼差しのおかげで大饗が執り行われている。義政の任内大臣大饗に関しても、『蔭涼軒日録』長祿二年七月十一日条に「来廿五日御大饗・御参内、寺家之棧敷在否」の問い合わせのことがみえる。

義教の大饗は義満の事例を「佳例」としてその先蹤を追っており、義満の場合もほぼこれに等しいとみてよいだろう。義満の任内大臣大饗については、家永遵嗣・桃崎有一郎両氏が公家様式の室町殿家司・家礼を論じるなかで触れている。特に両氏は内大臣任官を義満による朝廷支配確立の大きな画期として注目しており、家永氏はこれを契機に廷臣の家司補任と、公家衆の勤める義満の申次番の活動開始を指摘し、桃崎氏はこれを境に義満の廷臣動員が暗示（風聞）から明示（敕命）へと切り替えられたと論じる。ただし、大臣大饗は平安期以来の大臣就任儀礼という認識からか、この大饗そのものが義満によって特別に開催されたものだという特殊性に着目する論者はいないようであり、また近年では義

満の朝廷支配の内実は、二条良基を領袖とする公家社会による朝廷再建運動の一環と理解されているとも聞く。しかし、公家社会ですらすでに全く廃れてしまっていた大臣大饗は、義満が「再興」して以後も公家によつては一度も行われることがないのだから、義満の大饗は、公家の一員としての挙行や、朝廷儀礼の復興・再建では決してなく、前代までとは異なる室町殿による室町殿のための儀礼であり、その創始に他ならない。

この室町殿の任大臣大饗が特に多くの見物人の眼前で執行されていることは重要で、その視線のなかで多くの公卿を扈從させ、太政官官人を饗応する故実を「再興」してみせることは、室町殿が推し進める公武一体化を象徴する絶好の儀礼になったと思われる。なお、義満の任大臣大饗当日の記事をもつ『後愚昧記』『愚管記』『荒唐』『左大史兼治宿祢記』などには棧敷については記載がなく、そうしたものが義教の大饗と同様に存在したかどうかは分からない。ただし、儀式書や日記その他の記録は儀式次第に意を用いて正規の参列者や儀式奉仕者を記載する一方、それ以外の周囲の人々の動きは書かれなことが多く、一見すると限られた参加者のみで肅々と行われている印象を受けるが、実際には様々な見物人が存在するものである。例えば、平安末期の『愚昧記』仁安二(一一六七)年十一月十六日条には、豊明節会の宣命使宣制で群臣が庭中に列立したあと帰座しようとする、儀式終了と勘違いした雑人が堂上に昇り残り物の餅を取り喰らったことが記録されている。棧敷の記録がないことは、それが存在しなかったことを意味するとは限らない。実際、『荒唐』永徳元年七月廿三日条には、任大臣節会後の奏慶の際に「此間雑人鼓躁、一向立隔、凡狼藉無極」「此間雑人狼藉言語道断」とあり、また大饗においても二献の際の檢非違使が床子に着す儀は「見物女房以下群集、實子立隔之間、不見及」といい、棧敷はともかく、義満任内大臣の時にも、官中の節会や室町第の大饗に見物の雑人・女房らが多数いたことが知られる。一方で、義教の事例でも、『満済准后日記』や

『看聞御記』の記載がなければ、他の史料が豊富であるにも関わらず、棧敷や見物人の存在を知ることができなかったのである。

義満が大饗を「再興」してのち、四代將軍義持も内大臣に昇っているが、彼は父の先蹤を追わず大饗を行わなかった³⁵。義教は上記の通り大饗を行ったが、その内大臣就任は、義満が左大臣として後小松天皇の元服理髪役に奉仕した佳例を踏襲し、後花園天皇元服理髪役をつとめるためのものであった³⁶。次いで、義政も長祿二年に内大臣に昇ると大饗を執り行っている。富田正弘氏によれば、嘉吉の変後に幼年の將軍が續くと、義教の代に室町殿の御判御教書で処理していた諸権門の所領安堵・課役免除などの政務は管領の下知状で行われるようになったが、その權威を補うためにあわせて論旨も発給されるようになった。その状態が解消され、室町殿に一元的な所領安堵権・課役免除権が復活されるのは、長祿三年十二月廿日付の義政の御判御教書発給によつてであるという³⁶。それに先立つ義政の任内大臣大饗は、室町殿の公武一元支配の再確立に向けて、それを象徴する儀式だったとも言えようか。

室町幕府將軍で内大臣に昇ったのは他に、第九代義尚(改名して義熙)がいる。ただし、彼の内大臣就任は六角高頼討伐のため近江在陣中のことであり、大饗は行われなかった³⁷。その後、内大臣に昇る將軍はあられわず、大臣大饗の歴史は幕を閉じることになる。

おわりに

以上、大臣大饗の沿革を開催条件に着目しながら七期に区分して概観してきた。九世紀後半に開始された大臣大饗は、特に財政的見地から徐々にその開催条件を絞り込まれながらも、一三世紀末まで太政官の重要な儀礼として維持され続ける。その後は基本的にその使命を終えて消滅するものの、後醍醐天皇と室町幕府將軍によつて政治性を強く孕みなが

ら再興され、大臣に昇る將軍がいなくなることをもって廃絶にいたる。

大臣大饗とは、諸司僚官が上司の着任や新年その他の機会に上司に饗応を要求する「焼尾荒鎮・臨時群飲」に由来し、中央官僚機構が九世紀後半に縮小・重点化されるのともなう、令制の位階制秩序と官位相当制に基づく諸官司間相互の人事交流も許容した昇進形態にかわって、官職の年勞に基づく特定官司内での昇進へと下級官人の編成原理が変化するなか、官人の特定官司への帰属意識の高まりと、官司内の統合性の希求によって誕生した、大臣と太政官官人との間の人的結合と職務精勵を促す太政官の儀礼である⁵⁸⁾。

摂関期以降における太政官政務については、その衰退と公卿の一般的国政からの撤退を強調する吉川真司氏の見解があるが⁵⁹⁾、吉川氏が「律令太政官政務」に代わって発展する政務方式とした諸司諸寺別当・行街上卿・行在所上卿などによる公卿の実務分掌体制とは、この他に記録所なども含めて、担当公卿のもとに担当の弁・史を置いて担当組織・行事の政務に当たる太政官内の事務分担体制であり、さらに、奏事の展開も、官奏と系譜的につながる官方政務の一処理方式であり、太政官内の事務分掌体制や官司請負制と関連する現象と思われるので、それらはいずれも機能的に再編された太政官政務の展開形態以外の何者でもない⁶⁰⁾。それらが令制と全く同じだと言いたいのではない。太政官律令制とする固定観念に縛られて「太政官政務」の形態を固定的にとらえ、旧来型の政務の衰退のみを指摘して、鎌倉期にまで様々に展開していく新たな形態を「太政官政務」から除外する論法に従えないのである。

吉川氏は、官奏や申文の減少傾向や陣定の不活発性・非定例性・形式性のなかに公卿の一般的国政からの撤退（一般的国政に責任感を示さない姿勢）を読み取って、その理解に基づいて以後の政務への参加を自己の利害のためと断じ、権門の利害の角逐を基底的とみなす「初期権門政治」論を提唱したが、官奏や申文の「衰退」は、公卿が政務に不熱心で、

自己の利害のみに腐心するようになったから生じたのではなく、新たな政務方法に代替されていったからとみるべきであり（申文・官奏の一括処理から個別担当制の随時処理へ）、旧来型政務の「衰退」現象から公卿の政務に対する姿勢を読み取るうとすること自体、不適當だと言わざるをえない。また、利害をめぐる政治闘争は如何なる時代・社会にも普遍的に存在し、国家の政治制度や政策のありように即して展開するのであって、一般的国政に取って代わったり、そのために政務が衰退したりするような性質のものではない。両者を対比的に論じるのも不適切である。

そして、太政官機構による実務処理を基礎において、上奏事項については天皇が、必要とあれば公卿に諮問したうえで（陣定など）、摂関の補佐を受けながら国家意志を決定し、その決定が太政官機構を通じて官符・官牒・官宣旨などの形をとって実施されていくのである⁶¹⁾。よく注目される陣定（公卿議定）はその政務過程で必要があれば選択できる一政務形態だが、それが衰退・無意味化したという事実もない⁶²⁾。公卿議定は本来的に定例会議ではなく、天皇が勅裁事項について発議して招集されるものなから、開催頻度と公卿の姿勢には何の因果関係もない。また、筆者の専門分野は平安期の対外関係だが、『小右記』などの日記を讀むかぎり、対外案件に関わる公卿の議論・姿勢からは国政への強い意欲が感じ取られ、またそれは公卿の個別的な利害によるものでもないから⁶³⁾、日記のどこをどう読めば消極的・形式的で無責任かつ意欲のない公卿の態度が一般的だという理解になるのか、不思議でならない。

井原今朝男氏が論じる「職事弁官政治」（職事弁官を介した天皇・摂関・院三者の持ち回り合議制、いわゆる「三者合議」説）も⁶⁴⁾、摂関が天皇の意志決定を輔弼するという両者の本来的・基本的な関係⁶⁵⁾の上に、最高権力者として立ち現れた院が加わっただけで（三者はフラットな関係ではない）、院政期特有の政務形態とは言えない⁶⁶⁾。勅裁に当たって、在宅の閑白のもとに藏人や弁官を派遣して意見を求めることは、藤原忠

平の時にもみられる⁶⁷⁾。先述のように勅裁のための諮問会議で本来的に決定権もない公卿議定を「貴族合議政治の国家意志決定ルート」と位置づけて「三者合議」の意志決定と対比的に扱い、前者から後者への移行を論じるのも誤りで、両者は一連の政務である。また、これはあくまでも上奏事項に関する最高意志決定レベルのことであり、朝廷政務がそれに限られるわけではない。上奏にいたる前段階（または上奏に及ばない事項）には、太政官機構における案件の処理・決裁が当然のことながら存在している。それは、玉井力氏の指摘する摂関・院の太政官実務官人の家司・院司化や⁶⁸⁾、官司請負制の代表例である官務家・局務家の成立が、前提として太政官の機能に実質が備わっていて初めて意味があることからも明らかであろう。井原氏の言う「三者合議」は上記の政務の一連の流れから遊離したもので対立・矛盾したものでもないのである。

太政官政務衰退論では、院政・鎌倉期の朝廷政務を摂関期からの歴史的發展として整合的に理解することも、展望することもできないし、院政・鎌倉期の太政官官人の役割を把握することも評価することもできない。「太政官政務」と言うなら、個々の政務儀礼の消長ではなく、弁官局・外記局や諸司も含めた機構の総体が果たす役割を見なければならず、それは決して「衰退」してはいない。「衰退」と言える事態があるとすれば、それは第VI期の説明で述べたように、鎌倉後期から南北朝期にかけての時期にこそ見出されるべきであろう。太政官の儀礼としての大臣大饗が曲がりなりに鎌倉後期に至るまで維持され続けたことは、当該期における太政官政務の重要性を象徴的に示しているのである⁶⁹⁾。

註

(1) 川本重雄「正月大饗と臨時客」(『寝殿造の空間と儀式』中央公論美術出版、二〇〇五年、初出は一九八七年)。

(2) 佐々木宗雄「王朝国家の行体系」(『日本王朝国家論』名著出版、一九九四年)三二七頁。

(3) 拙稿「大臣大饗と太政官」(『九州史学』一五六、二〇一〇年)八六〜八七頁。

(4) 一連の大臣任官儀礼は、鈴木琢郎「平安時代の大任官儀礼の展開」(『ヒストリア』二〇〇、二〇〇六年)に詳しい。以下、鈴木氏の見解はこれによる。

(5) 神谷正昌「任大臣大饗の成立と意義」(『国史学』一六七、一九九九年)二二頁〜二七頁。

(6) 倉林正次「大臣大饗」(『饗宴の研究』儀礼編、桜楓社、一九六五年)四四九〜四五六頁、川本前掲註一論文二九六〜二九七頁、神谷前掲註五論文二七〜三七頁。以下、各氏の説は特に断らない限りこれによる。

(7) 山下信一郎「大臣大饗管見」(笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年)。

(8) 『日本三代実録』貞観十六年八月十四日条。

(9) 甲田利雄『平安朝臨時公事略解』(統群書類従完成会、一九八一年)一八〇頁。

(10) 『新撰年中行事』上・正月・大臣家饗事・賜蘇甘栗事にも、「式加⁷⁰⁾給鮮雉」とある。

(11) 『類聚三代格』卷十九・禁制事・貞観八年正月廿三日太政官符。

(12) 『九条殿記』承平六年正月三日条。

(13) 『九曆記』承平六年九月廿一日条。

(14) 『西宮記』恒例第一・正月・臣家大饗所引『李部王記』天曆五年正月十五日条、『北山抄』卷三・拾遺雜抄上・大饗事・天曆五年条。

(15) 松本裕之「平安時代の内大臣について」(渡辺直彦編『古代史論叢』統群書類従完成会、一九九四年)二〇〇頁。以下、松本氏の見解

はこれによる。

- (16) 今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理―昇殿制の歴史的意義の再検討から―」(『歴史学研究』六六五、一九九四年)。
- (17) 『九条殿記』天慶七年正月十日条。
- (18) 『日本紀略』天曆元年正月四日条、天曆三年正月五日条、近衛家文書・勘例・代々朝覲行幸年々(『大日本史料』第一編之九・六七三〜六七四頁)。
- (19) 『扶桑略記』天曆八年正月四日条、『日本紀略』天徳元(九五七)年正月四日条、『新撰年中行事』上・正月・四日国忌事。
- (20) 『年中行事抄』正月・五日叙位儀事所引天徳五年正月五日御記。ただし、応和元年以後にすぐ毎年の叙位が五日を恒例とするようになるわけでは必ずしもなく、しばらくは六日の例も多い。
- (21) 『新撰年中行事』上・正月・大臣家饗事にも、「御齋会間用菜、不用魚味云々」とある。
- (22) 『小記目録』一・年中行事一・正月上・大臣家大饗事・永観二(九八四)年正月十一日条。
- (23) 後の事例だが、康和二(一一〇〇)年に内大臣となった源雅実は、翌康和三年に正月大饗を行うべきところ、会場の土御門殿が西対のみで寝殿がなかったため、これを新造して康和四年に執り行っている(『中右記』康和四年正月廿日条)。川本前掲註一論文三二九頁参照。
- (24) 『小右記』長徳元年二月十七日条。
- (25) 『大鏡』下・太政大臣道長、『栄花物語』巻四・みはてぬゆめ、『公卿補任』。
- (26) 前掲註三拙稿。諸国所課の性格についてはこれに加え、拙稿「俸料官符考―平安中後期財政史研究の再検討に向けて―」(『史学雑誌』一一四―一、二〇〇五年)、「俸料官符追考」(『史学研究』二六九、二〇一〇年)を参照。

なお、前掲註三拙稿七九頁で大臣大饗における諸国所課の一例として示した召人衝重は、政所の調進の場合もあって、両者の区別が不明確なままだったが、実は、正月大饗は政所の調進、任大臣大饗は諸国所課という明確な区別があった。唯一の例外は保元二(一一五七)年八月一九日の藤原基実任右大臣大饗で政所が調進していることだが、これは諸国所課を減定されたために不足分を代替したもので、例外として除外してよい(『兵範記』保元二年八月九日・十九日条)。そして、諸国所課が原則の任大臣大饗の召人衝重について、鎌倉期成立の文例集『書札札付故実』に、その調進を穀倉院に下知する例文が収録されていて、これもまた慣例であったと思われる。召人衝重の調進方法には複数の選択肢があるのではなく固定されていたことが判明したいま、穀倉院への下知は諸国所課とは異なる選択肢の一つと理解すべきではなく、所課国の調進を穀倉院への料物納入に振り替える手続きとみるべきだとした私見は、さらに蓋然性が高まったと言えよう。

ただし、実例として確認される所課国は淡路・石見であり(『類聚雜要抄』保延二(一一三六)年十二月日内大臣頼長殿廂大饗差図、『勘仲記』正応元(一一八八)年十月廿七日条)、穀倉院の収納物として指摘される畿内の調銭や畿内近国の無主位田・職田と大宰府の地子交易物、および没官田地子、年料租春米の貢納国に両国は該当せず(山本信吉「穀倉院の機能と職員」『撰閣政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九七三年)、一考を要する。とはいえ、穀倉院の料物納入国は他にも阿波・信濃・上野の諸国が確認でき(『権記』長保二(一一〇〇)年十二月廿一日条、同三年正月廿九日条)、これらも先の料物の納入国には該当しないから、穀倉院の収納機能は上記のものに限定されるわけではなく、必ずしも私見の反証とはならない。

(27) 玉井力「十・十一世紀の日本―撰閣政治」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出は一九九五年)八〜九頁。

- (28) 前掲註三拙稿八九〇頁。
- (29) 遠藤基郎「平安中後期の家産制的儀礼と朝廷諸部局の動員」(五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五年)一五六〜一六三頁。顕光の賀茂詣は、末松剛「撰関賀茂詣の成立と展開」(『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年、初出は一九九七年)。
- (30) 川本氏は治安二年の頼通大饗を左大臣就任後の正月大饗とみているが、頼通は内大臣から左大臣への転任であつて初任ではないので、毎年正月の大饗とみるべきである。
- (31) 治暦三年大饗の史料は他に、『台記』仁平元(一一五一)年正月廿六日条および『飾抄』中・一螺鈿の「此鈿、治暦三年正月尊者日、京極殿所用也」という記事がある。尊者は『長秋記』の記事でも藤原実なので教通大饗と一致するが、同年正月には源師房も内大臣就任後最初の正月大饗を行っていることが『山槐記』平治元年正月廿二日条に「治暦三年内大臣大饗掌客使雖_三乘_三車馳向_一、猶隨身乘_三其馬_一云々」という記載から分かるので、どちらの事例か必ずしも明確ではない。後掲表の典拠記載は便宜的なものである。
- (32) 『御堂関白記』長和五年二月廿七日条、『小右記』同廿八日条。
- (33) 『小右記』長和五年三月十四日条。
- (34) 『御堂関白記』長和五年三月廿一日条、『小右記』同廿二日条。
- (35) 『小右記』長和五年三月廿二日条。
- (36) 『台記』仁平二年正月廿四日条。
- (37) 石井進「院政」(『石井進著作集』第三卷、岩波書店、二〇〇四年、初出は一九八四年)二九〜三五頁、勝山清次「便補保の成立について―『納官濟物』納入制度の変遷―」(『中世年貢制成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九七六年)四三〜四九頁。
- (38) 『兵範記』仁平二年正月廿六日条。
- (39) 橋本義彦『藤原頼長』(吉川弘文館、一九六四年)、河内祥輔『保元
- 元の乱・平治の乱』(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (40) 『殿曆』康和三年正月十三日条。
- (41) 「解題」(『図書寮叢刊九条家本除目抄』下、宮内庁書陵部、一九九二年)。
- (42) 『台記別記』『本朝世紀』久安五年十月廿五日条、『公卿補任』。
- (43) 『兵範記』仁安元(一一六六)年十一月十一日条、『山槐記』仁安二年二月十一日条。
- (44) 京都御所東山御文庫記録・丙六・雜々一・相国拜賀部類記・貞応元(一一三三)年階忠記任太政大臣事(『大日本史料』第五編之一・五九一頁以下)、『師守記』貞和五(一一三九九)年九月十三日条、『園太曆』貞和五年九月十三日条、観応二(一一三五)年六月廿六日条など。
- (45) 『公卿補任』治承三年条。
- (46) 『吉統記』正応二年九月廿八日条。
- (47) 橋本義彦「太政大臣沿革考」(『平安貴族』平凡社、一九八六年、初出は一九八二年)一三五〜一四三頁。加冠役奉仕の事例についてはこの論文掲出の「太政大臣表」参照。
- (48) 富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷―院政Ⅱ親政と天皇Ⅱ太政官政との接点―」(『古文書研究』一五、一九八〇年)、本郷和人「朝廷訴訟の構造」(『中世朝廷訴訟の研究』東京大学出版会、一九九五年)五頁〜一〇頁。ただし、当該期の記録所寄人や文殿衆の構成・役割をみても(本郷「龜山院政―朝廷訴訟の確立―」(前掲書)一三三〜一四〇頁)、弁・外記・史を全く無価値な法令制の残滓とはできず、大饗消滅後も「賓筵」という着座儀礼が存在したことは重要である。
- (49) 本郷和人「朝廷経済小考」(前掲註四八著書)。
- (50) 小原嘉記「西国国衙における在庁官人制の解体―安芸国衙関係史料の再検討―」(『史林』八九―一、二〇〇六年)。
- (51) 岩井隆次「朱器台盤考」(『古代文化』三五―二、一九八三年)。

- (52) 今谷明『室町の王権』（中央公論新社、一九九〇年）。
- (53) 家永遵嗣「足利義満における公家支配の展開と『室町殿家司』」（『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年）、同「足利義満と伝奏との関係の再検討―伝奏が義満の家礼であることの意味―」（『古文書研究』四一・四二合併号、一九九五年）、桃崎有一郎「足利義満の公家社会支配と『公方様』の誕生」（松岡心平・小川剛生編『Z E A M I―中世の芸術と文化04』森話社、二〇〇七年）、同「荒曆」永徳元年・二年記の翻刻」（『年報三田中世史研究』一二、二〇〇五年）。
- (54) 『続史愚抄』応永十六（一四〇九）年三月廿三日条。
- (55) 『満濟准后日記』永享四年四月廿六日条。
- (56) 富田正弘「室町殿と天皇」（『日本史研究』三一九、一九八九年）三四―三五頁。
- (57) 『親長卿記』長享二（一四八八）年九月十七日条。
- (58) 前掲註三拙稿。
- (59) 吉川真司「撰関政治の転成」（『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年）四〇五―四〇八頁。
- (60) 別当制・行在所などについては、下向井龍彦『水左記』にみる源俊房と薬師寺―太政官政務運営変質の側面―（古代学協会編『後期撰関時代の研究』吉川弘文館、一九九〇年）、同「天永の記録所について―記録所の設置目的―」（『史学研究』一九九、一九九三年）、金正秀（A）「王朝国家における別当制と政務運営―官司別当を中心に―」（『史学研究』一九九、一九九三年）、同（B）「王朝国家中央機構の構造と特質―太政官と藏人所―」（『ヒストリア』一四五、一九九四年）。また、弁官局・外記局や官文殿の役割については、佐々木恵介「『小右記』にみえる『勘宣旨』について―政務手続としての宣旨―」（山中裕編『撰関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年）も参照。

- 奏事については、橋本義彦「貴族政権の政治構造」（前掲註四七著書、初出は一九七六年）九六頁、曾我良成「王朝国家期における太政官政務処理手続について―片申文・南所申文・陣申文―」（坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七年）一六五―一七一頁、玉井前掲註二七論文三七―四一頁。
- (61) 曾我前掲註六〇論文、同「王朝国家の政治機構」（雄山閣出版編『古代史研究の最前線』第2巻 政治・経済編下、雄山閣出版、一九八六年）、今前掲註六〇B論文。
- (62) 曾我良成「王朝国家期政務研究の現状と課題―陣定の評価をめぐって―」（『歴史評論』五二五、一九九四年）、今前掲註六〇B論文、尾崎典子「撰関期の陣定について」（『史人』二、一九九八年）。吉川太政官政務衰退論の大きな根拠となっている倉本一宏氏の陣定の理解についても、これらの論文によってすでに否定されている。
- (63) 拙稿「年紀制の消長と唐人来着定―平安時代貿易管理制度再考―」（『ヒストリア』二一七、二〇〇九年）や、『小右記』寛仁三（一〇一九）年九月廿三・廿四日条にみえる刀伊の入寇に関連しての源俊賢の議論など参照。
- (64) 井原今朝男「中世の天皇・撰関・院」（『撰関・院政と天皇』（ともに『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年、初出は一九九一年、一九九二年）。
- (65) 坂本賞三「一人諮問の由来」（『神戸学院大学人文学部紀要』一、一九九〇年）。
- (66) 井原説に対する批判は、曾我前掲註六二論文。院と既存の政務形態・国家機構との関係は、金正秀「院政期国家論の再構築にむけて―王朝国家体制論の視角から―」（『史学研究』一九二、一九九一年）。
- (67) 『貞信公記抄』天慶八（九四五）年七月廿九日条、天曆元（九四七）年十一月十一日・十六日条、天曆二年四月五日条など。

(68) 玉井力『院政』支配と貴族官人層(前掲註二七著書、初出は一九八七年)。

(69) 太政官政務衰退論は、権門体制論とあいまって、摂関期以後の政治を、「一般的国政の衰退」によって「諸権門・諸司・諸行事間の利害調整を行なうのが国政の主要任務となった」(吉川前掲註五九論文四一七頁)ととらえる、政策論や機構論を欠いた国政観に矮小化させ(またそれは古典的な平安時代観の延長でもある)、政治史の関心が諸権門(特に天皇・摂関・院)の権力掌握や主導権争いといった表層の狭い範囲に集中する貧困な政治認識に陥る傾向を助長した。そのもとは、「摂関政治」「院政」「親政」が、政治構造としてではなく、政治過程の各局面における主導権の所在として論じられ、政策の変化も「なし崩し」の結果論としてしか認識されないことが多い。

しかし、黒田俊雄氏が権門体制論として提唱した「かれら(権門―引用者)の国政への関与は、国王または摂関・大臣以下の官職にあるものとしてではなく、まさに『権門勢家』たるゆえをもつて、国政に『口入』し指示を与え圧力を加えるという、いわゆる『公私混淆』的なもので、「私的門閥内部の問題をこえた国政に関する事項を含むことが多かった」という「権門政治」観(中世の国家と天皇)『黒田俊雄著作集 第一巻 権門体制論』法蔵館、一九九四年、初出は一九六三年(一九頁)は、明治以来の摂関家政所政治論・院庁政治論と共通した政治観であり(ここで言う共通性とは単に政治が行われた場の問題ではなく、国政への私的関与という認識を指す)、政所や院庁が関与する事項はそれぞれの家政処理の範囲に限定されるとする土田直鎮・橋本義彦・鈴木茂男各氏らに代表される否定論に依拠する限り、認められない(土田「摂関政治に関する二、三の疑問」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出は一九六一年)、橋本「摂関政治論」、同「院政論」(ともに『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九

七六年、初出は一九六八年・一九七五年)、同前掲註六〇論文、鈴木「院政期院庁の機能について―院庁発給文書を通じて見たる―」『古代文書の機能論的研究』吉川弘文館、一九九七年)。

黒田俊雄氏は国家を、全支配者階級が全人民を支配した機構の総体として把握し、それを権門勢家が組織した「所領」支配の門閥的封建制に見出して、天皇家・摂関家・各大寺社・源氏・平氏等々を単位とする諸々の権門勢家を国家権力機構の構成要素とみなし、政権を掌握するそれらの複合体を国家権力(封建国家)とした。そこでは、権門の私的門閥機構を私的実力のみで「封建国家」と規定することは否定しつつも、個々の権門は国家的職能(これは上記引用のように公職的地位・官職のことではない)を帯びることで相互補完的に国家を構成するとされ、また個々の権門は独自に自己完結的な国家権力機構の組織(国家全体の掌握)を志向したともいう(前掲論文五・一七―一八・三二頁)。それが、権門の私的門閥機構を越えた国家機構(朝廷)の存在を指摘しながら、結局はその役割を「きわめて弱体・形式的で、非集権的」(前掲論文三五頁)としか評価しえず、朝廷の機構の分析に向かわなかった理由でもある。しかし、私見では権門の支配機構とは、国家権力から個別に与えられた権利の行使組織であって、国家権力そのものではない。佐藤進一氏は、東国国家論を提唱するなかで、鎌倉幕府の国家的存在としての指標に、関東御分国に対する知行国主権や関東御領に対する荘園本所権などの「一個の権門としての権限とは異なる、特殊権限(一般的行政権、東国沙汰権)」を挙げている(幕府の成立)『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、一九九三年再刊、初出は一九四三年)、「幕府論」『寿永二年十月の宣旨について』「武家政権について」(いずれも『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九四九年、一九五九年、一九七六年)。黒田・佐藤両説のあいだには、そもそもの「国家(機構)」の要件の認識に根本的な相違がある。

そして、畿内の諸権門が有する権限とは、莊園領主（本所）としてのものに他ならず、その個別的権利を超えた特殊権限を有するのは、個々の権門ではなく朝廷である（だからこそ、佐藤氏が『日本の中世国家』（岩波現代文庫、岩波書店、二〇〇七年、初出一九八三年）において幕府と東国国家と対置したのは、個々の権門ではなく朝廷と王朝国家だった）。筆者は、本所とその知行組織を一個の企業体（家産の経営体）とみなし、それらに権利を付与・保証して莊園公領制の社会的枠組みを創出する高次の存在こそを国家権力とみなす立場に立つ。したがって、個別の権門の組織を国家権力機構とみなす理解には従えず、その利益獲得行動も国政とはみなさない。院宣などが国政を動かす役割を果たす場合、それは治天の君としての院の国政上の地位に基づくものであつて、企業体としての「権門」の機能ではないことは、佐藤氏が鎌倉幕府について、莊園本所・知行国主としての権限と一般的行政権とを峻別して、幕府のなかに家産制的側面と国家機構的側面の二側面を見出し区別したことに等しい。撰閣家に関しても、その行動のなかに権門の私的権力による国政関与の実態を見出そうとする研究が現在でも根強く再生産され続けているが、一足飛びに「私的」なものと判断する前に、その個々の行動がいかなる制度的・社会的な地位・権限に基づくものなのかを追究する深い洞察が必要である。例えば、丹波国の東寺伝法料田について出された右大臣藤原忠平家牒に政所政治を見出す藤木邦彦氏の説に対して、それが東寺檢校の地位によることを指摘した橋本義彦氏の反論（前掲註六〇論文八二〜八三頁）を想起されたい。行動を根拠づける制度的なものが存在しない「私的」行為だといふ、必ずしも論証がなくとも主張可能な結論は、あらゆる可能性を追求したうえで最後の選択肢でなければならぬ。

当該期の朝廷政務はよく「公私混淆」とされるが、その「公私」の弁別自体にまだ多くの問題を抱えている。また、制度や権限を利用

したり、正規の手続きの背後で組織や権限をもつ者に働きかけて有利に物事を進めたりして、合法・非合法に自己の利益を追求することは、如何なる社会にも普遍的に存在することで、特別に公私混淆な様相を示していることにはならないし、それで制度の役割が低下するわけでもない。むしろそれは、利用可能な程度に制度が機能し、それに社会が依存していることを示すものである。制度の重視は背後にある諸関係の否定ではないので曲解しないでほしいが、そもそも「公私混淆」とは、機構・制度と人々の思惑・行動とが両輪となって政治を動かすという普遍的かつ基本的な関係を見失い、前者を見ず後者のみを見て私的関係の卓越と誤認した、印象論にすぎないのではないだろうか。

〔大臣大饗表 凡例〕

〔地位〕欄

関白、撰・撰政、太右大臣、太左大臣、天皇加冠役の太政大臣、左左大臣、右右大臣、左左大臣、内内大臣、覽内覧、准准大臣、非非参議、前前官（散位）

〔以前〕欄

大臣任官前の官職、撰・関・左・右・内同上、大納言、権大納言

〔正月〕〔任〕欄

○ 開催、× 中止、* 確実な不開催、# 賞筵、● 新任の翌年開催、◎ 翌年でないが新任後初めて確認できる正月大饗、※ 大饗ではないが官採録したもの

〔典拠〕欄

大日本史料・史料綜覧の網文に大饗または大臣補任が立項され、その典拠により開催・中止等を確認できるものは両書不採録の史料も含めて典拠を省略

〔典拠略号一覧〕

大 大 九 西 西宮記、北 北山抄、江 江次次第、江抄 江次第抄、法 法曹類林、政 政事要略、百 百鍊抄、貞 貞信公記抄、小 小右記、目 小記目錄、御 御堂閣白記、水 水左記、帥 帥記、為 為房卿記、寛 寛治二年記、中 中右記、兵 兵範記、台 台記、長 長秋記、山 山槐記、明 明月記、愚 愚昧記、後 後愚昧記、民 民鏡記、吉 吉統記、実 実躬卿記、園 園太曆、守 師守記、遊 遊御抄、平 平治物語、初 初任大臣大饗雜例、装 大饗装束問事、師 師抄、除 九条家本除目抄紙背文書、続 続史愚抄、公 公卿補任、京 京都御所東山御文庫記録相国拜領節類記

